

船舶事故調査報告書

令和3年8月18日

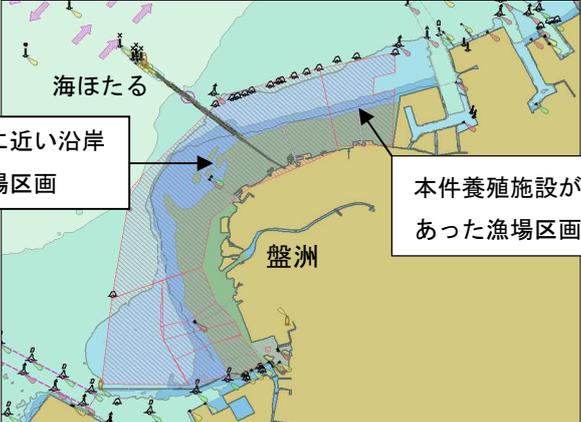
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年10月31日 10時25分ごろ
発生場所	千葉県袖ヶ浦市南袖北西方沖 千葉県南袖ヶ浦第2号灯標から真方位222° 1.4海里付近 (概位 北緯35°27.8′ 東経139°56.0′)
事故の概要	プレジャーボート ^{まこと} 真丸は、南進中、のり養殖施設に乗り揚げた。 真丸は、プロペラに曲損を生じ、また、のり養殖施設は、のり網の破損等を生じた。
事故調査の経過	令和2年11月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 真丸、4.5トン 235-49829千葉、有限会社真建 7.76m (Lr) × 2.65m × 1.73m、FRP ディーゼル機関、191kW、平成23年9月
乗組員等に関する情報	船長 46歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 令和元年11月22日 免許証交付日 令和元年11月22日 (令和6年11月21日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	本船 プロペラに曲損 のり養殖施設 のり網に破損、ロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人4人を乗せ、釣りの目的で、令和2年10月31日07時00分ごろ千葉県千葉市稲毛区南西方沖へ向け、千葉市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出発した。 本船は、千葉県木更津市方面に向けて同市所在の遊園地（以下「本件遊園地」という。）の観覧車を左舷船首方に見て約22ノット(kn)の速力（対地速力、以下同じ。）で南西進した。

	<p>本船は、釣り場付近の南袖北西方沖に至り、約10～12knに減速し、本件遊園地の北方沖で左転して本件遊園地の観覧車に船首を向けて南進し、船長が知人と会話中に右舷方至近にフロートを認め、同フロートを通過した後、10時25分ごろ船体が停止した。</p> <p>船長は、本船のプロペラに網等が絡んでいるのを認め、本船が本件遊園地北方沖に設置されていたのり養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）に乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、自力航行ができないと判断し、本件マリーナ担当者に本事故の発生を知らせた。</p> <p>本船は、本事故の発生に気付いて来援した漁業協同組合所属船によりプロペラに絡んだ網等が切断された後、同網がプロペラシャフトに噛み込んで自走できず、同組合員経由で海上保安庁に通報され、本件マリーナにより手配された船によって船長及び知人4人が救助されるとともに本件マリーナにえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.3mであった。</p> <p>本件養殖施設は、浮流し式漁という漁法であり、フロートでのり網が固定されており、海面上に浮遊しているのり網が見えづらいものであった。</p> <p>本件養殖施設は、9月1日から4月28日までの間、本件遊園地北方沖の区画漁業漁場内に設置され、毎年、のり養殖漁業が行われていた。</p> <p>船長は、令和2年1月ごろ本事故現場付近を航行した際、本件遊園地北西方の木更津市海ほたる側の沿岸寄りののり養殖施設が設置されていることを見た記憶があったが、本件遊園地北方沖に本件養殖施設がないと思っていた。</p> <p>船長は、本事故後、千葉海上保安部のホームページで、本件養殖施設を含めた海ほたるに近い沿岸寄りののり養殖漁場区画の海域（盤洲）を乗揚注意海域として情報提供を行っていることを知り、事前のにり養殖施設が設置される漁場区画の正確な範囲を調べておくべきだったと思った。（図1参照）</p> 

	<p style="text-align: center;">図1 のり養殖施設の情報</p> <p>本船のGPSプロッターは、設置時期に限られる養殖施設の位置情報が表示されていなかったが、位置情報を手動で入力することで表示が可能であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、南袖北西方沖を南西進中、船長が、以前の経験から、本件遊園地北方沖には本件養殖施設がないと思い、本件遊園地北方沖で左転して本件遊園地の観覧車に向けて南進したことから、本件養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、以前に本事故現場付近を航行した際、本件遊園地北西方の海ほたる側の沿岸寄りにのり養殖施設を見た記憶があったものの、本件遊園地北方沖には本件養殖施設がないと思っていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が南袖北西方沖を南西進中、船長が、以前の経験から、本件遊園地北方沖の海域には本件養殖施設がないと思い、本件遊園地北方沖で左転して本件遊園地の観覧車に向けて南進したため、本件養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、沿岸海域を航行する場合、のり網等の養殖施設が設置される時期があることを認識し、同施設に進入したり、接近しないようにするため、海上保安庁のホームページでのり養殖施設の設置情報等を事前に入手し、GPSプロッターに位置を入力して活用すること。

付図1 事故発生経過概略図

